

最近の暴排に関する裁判例

大阪弁護士会 民暴委員会委員
玉田法律事務所 弁護士 玉田欽也

1 はじめに

平成23年に暴排条例が全国で施行されたことを受け、各業界の契約に暴排条項が導入される流れにあるが、その有効性や既存契約への遡及適用の可否などについて、最近裁判例が相次いでいる。裁判例では

- ①これから契約を締結する場合の暴排条項の有効性
- ②過去に締結した契約に暴排条項を遡及的に適用する場合の有効性
- ③反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係とは何か

等が特に争点となっており、今後の暴排条項の導入や、既存契約の適用を検討する上において、上記①ないし③について判断した近時の裁判例を見てみたい。

2 裁判例の紹介

(1) 裁判例1 (H28.3.4 福岡地裁/H28.10.4 福岡高裁/最高裁判所)

九州の暴力団と口座契約をしていた銀行二社が、新たに設けた暴排条項に従い口座契約を解約したことの有効性が争点となった案件だが、裁判所は「取引約款を社会の変化に応じて変更する必要がある場合は、合理的な範囲において変更することも、契約上当然に予定されている」とし、既存の契約にも個別の合意なくして約款変更の効力は及ぶとした（第二審も支持、最高裁で上告棄却）。

(2) 裁判例2 (H29.8.31 岡山地裁/H30.3.22 広島高裁岡山支部)

会社代表者が生命保険会社二社と保険契約を締結していたが、「同代表者は、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している」として、両保険会社は暴排条項に基づき契約を解除した。本案件では、「暴排条項は、保険法の趣旨に鑑み、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべきか否か」が争点となったが、裁判所は、限定解釈の考え方を否定した。第二審も第一審の判断を基に「本件暴排条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の確保の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れのある類型の者を保険契約者から排除しようとしたもの」とした。

なお、本案件で裁判所は「社会的に避難されるべき関係」の解釈についても判断しており、「単なる幼なじみの人間関係の延長線上の関係」では右関係には該当しないが、「反社会的勢力を社会から排除していくことの妨げになる、反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力・支援するもの、反社会的勢力との関係を積極的に誇示するもの」であれば、該当するとしている。

3 傾向とコメント

①これから契約を締結する場合の暴排条項の有効性については、上記紹介した裁判例からも合理的な理由がある限り特に問題ないと思われる。

②過去に締結した契約に暴排条項を遡及的に適用する場合の有効性については、上記裁判例1では、銀行の口座契約について、①と同様に合理的な範囲である限り問題ないとしたが、既存契約への遡及適用や外形的な基準によって一律に契約解除を認めることについては慎重な意見もあり、銀行以外の他の分野の契約への一律の遡及的適用が可能かについては、一考の余地がある。

③反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係の対象範囲については、単に暴力団関係者と幼馴染などたまたま関係があるというだけにとどまらず、暴力団との関係を積極的に利用しようとする者については、『反社会勢力と社会的に非難されるべき関係』にある者として、具体的な危険性の有無を問わず、一律に暴排条項を基に契約を解除することについても適法とされる確率が高いと考えられる。

企業の暴排条項の導入と具体的な適用について、検討の余地が残されている部分もあるが、全体として積極的に検討してよいと思われる。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載